

## 第2号議案

在宅勤務等手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

在宅勤務等手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例を、次のように制定するものとする。

令和6年2月27日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

在宅勤務等手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例

別紙のとおり

提案理由

地方自治法の改正に伴い、職員に在宅勤務等手当を支給するため提案する。

## 在宅勤務等手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例

(蒲郡市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第1条 蒲郡市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年蒲郡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条及び第9条中「住居手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

(蒲郡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 蒲郡市職員の給与に関する条例（昭和36年蒲郡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「単身赴任手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第15条の2の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

第15条の3 住居その他これに準ずるものとして市長が規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他市長が規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、市長が規則で定める期間以上の期間について1か月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(蒲郡市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 蒲郡市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年蒲郡市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「単身赴任手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第7条の2の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

第7条の3 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずる場所において勤務することを命ぜられた職員に対して支給する。

(蒲郡市モーターボート競走事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 蒲郡市モーターボート競走事業職員の給与の種類及び基準に関する条例

(平成28年蒲郡市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

第7条の2 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずる場所において勤務することを命ぜられた職員に対して支給する。

(蒲郡市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 蒲郡市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成30年蒲郡市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「単身赴任手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

第8条の2 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずる場所において勤務することを命ぜられた職員に対して支給する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。